

令和 4 年度 母体救命対応総合周産期母子医療センター の指定（継続）について

令和 3 年度、母体救命対応総合周産期母子医療センターに指定されている下記の 6 施設につきまして、令和 4 年度も継続して母体救命対応総合周産期母子医療センターに指定します。

【令和 3 年度母体救命対応総合周産期母子医療センター（6 施設）】

昭和大学病院（品川区旗の台 1 - 5 - 8）

日本赤十字社医療センター（渋谷区広尾 4 - 1 - 2 2）

日本大学医学部附属板橋病院（板橋区大谷口上町 3 0 - 1）

都立墨東病院（墨田区江東橋 4 - 2 3 - 1 5）

都立多摩総合・小児総合医療センター（府中市武蔵台 2 - 8 - 2 9）

杏林大学医学部付属病院（三鷹市新川 6 - 2 0 - 2）

【参 考】

母体救命対応総合周産期母子医療センターの機能

- ・ 搬送受入は原則として毎日の当番制とし、母体救命搬送システムの対象患者の受入れの要請があった場合は、当該日の当番のセンターが必ず受け入れ、診療する。
- ・ 母体救命処置の際に対応可能な産婦人科医師及び小児科医師（新生児を担当する者）を常時確保する。また、麻酔科、神経内科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、外科等母体救命処置に必要な医師の当直又はオンコール体制を確保する。
- ・ 患者の受入れが可能な M - F I C U 病床及び N I C U 病床に相当する病床を確保する。
- ・ 院内の総合周産期センターと救命救急センターとの緊密な連携体制を確保するとともに、センターの診療上の要請に院内各診療科及び院内諸部門の協力体制を確保し、適切な医療が行われるよう配慮する。